

規制課(建築・設備)事務について

規制課

届出審査

いる平成25年度からの消防同意の事務処理状況は表のとおりとなっている。

はじめに

予防部規制課(建築・設備)担当は、消防法第7条に規定する消防同意、消防用設備等の規制に係る企画並びに消防用設備等の設置及び維持管理に関する指導を主な業務として行っている。

今回は、陰に隠れて何の仕事をしているのか皆さまにとっては分かりにくいであろう、予防部規制課(建築・設備)担当の日々の業務について紹介する。

規制課の位置

予防部規制課は、消防局にある5つの部(総務部、企画部、警防部、救急部、予防部)のうちの予防部(部長以下総勢95人)にある。

(図1参照)

建築・設備担当の位置

規制課には、課長3、副課長2、係長6、その他30人の総勢41人が在籍しており、それぞれが規制担当、危険物担当、保安担当及び建築・設備担当の4つの担当に分かれている。

(図2参照)

建築・設備担当は、課長以下16人と規制課の中で最大人数を有する担当となっている。

消防同意

消防同意とは、建築行政が建物の建築許可をだす前に、消防が、その建物について消防法令や防火に関するあらゆる法令に問題がないことを確認し、支障がないと判断したものである。当該建物を建築することに同意するというものである。

規制課(建築・設備)担当では、消防同意をするにあたり消防法令や防火に関する法令以外の基準(いわゆる「行政指導基準」)を前もって制定し、その基準を公表している。それは、用途上の過去における災害発生状況や法令基準のみでは消防活動上困難になる可能性があるためなどにより、より防火安全上効果的に市民の生命、身体及び財産を守ろうとしているためである。

これら行政指導基準についても消防同意時に確認することによって、より一層の防火安全性の向上を図っているのである。

規制課(建築・設備)担当で行って

年度	消防同意件数
平成25年度	7878
平成26年度	6637
平成27年度	7067

消防用設備等の設置に係る届出は、工事を開始する10日前までに、その消防用設備等の設計図書(着工届・設計届)を提出することとなっている。これは、消防が前もって当該消防用設備等が法令基準に従って設計されているのかを確認し、支障がないと判断することによって工事施工者にとっても消防にとっても利益がある届出制度となっている。

規制課(建築・設備)担当では、各種消防用設備等の設計図書を審査するにあたり、消防同意時と同様、「行政指導基準」を前もって制定し、その基準を公表している。それは、本市における地域特性、設置実績、災害発生状況等の実績に鑑みて防火安全性の向上を図ることを目的として定めているものである。